

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

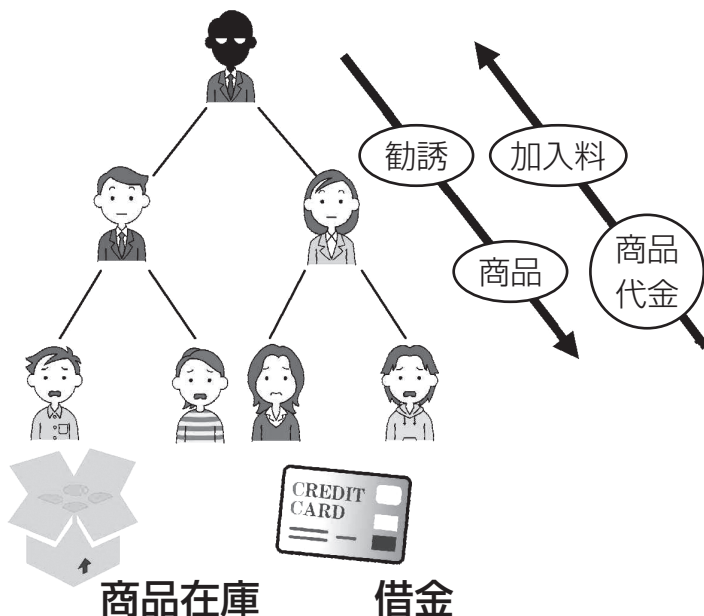
その契約、ちょっと待って!

「簡単にもうかる」という言葉を信用し、マルチ商法（連鎖販売取引）に安易に手を出してしまうという事例が多く見られます。

マルチ商法

友人から「健康食品を購入して会員になれば、他の人を勧誘する度に加入料や売った商品代金の一部が自分の収入となって、簡単にもうかる」と勧誘され、クレジットカードのリボ払いで決済した。

ところが、勧誘が上手くいかず、定期的に購入することになっている商品とクレジットカードの支払いだけが残ってしまった。



マルチ商法の注意点

- 利益を得るためには絶えず勧誘し続けなければならない上、高額な商品を販売するのは難しく、**実際にもうかるのはごく一部の上位の人だけです。**
- 組織に加入するため（商品を購入するため）に、クレジットカードやローンを利用すると、**返済に苦労してしまいます。**
- 自分が利益を得るために友人等を勧誘すると、**友人等との関係が壊れてしまいます。**

- 「簡単にもうかる」という言葉を安易に信用せず、よく考えて契約しましょう！
- マルチ商法はクーリング・オフが可能です（契約から20日間）。
- 20日間を過ぎていても中途解約できる制度がありますので、消費生活センターや市町村相談窓口にご相談しましょう！

上手に使おう クレジットカード

手持ちの現金がなくても欲しい商品を買うことができ、ポイントも貯まるクレジットカード。便利でお得な面もある一方、安易に利用していると後で支払いに困ることがあります。

クレジットカードは買い物をした代金をカード会社がいったんお店に支払って、後日カード会社にその代金を支払う仕組みです。

実は借金であることを理解し、ルールをしっかり守って管理することが重要です。

クレジットカードにまつわるトラブル

- ローンで車を買おうとしたら、過去のクレジットカードの利用状況が原因でローンが組めなかった。
- 携帯電話の利用料金を滞納したら、新たにクレジットカードが作れなかった。



過去に支払いの遅れや未払いがあったという情報は個人信用情報機関に「ブラック情報」として登録されます。

後で困ることがないように支払える範囲で利用し、遅れることなく支払いをすることが、クレジットカードを持つ上で最も重要です。

〈クレジットカードの支払方法〉

翌月一括払い	商品等を購入した翌月に一括して支払う方法。 手数料はかからない。
ボーナス一括払い	商品等を購入した翌ボーナス時期に一括して支払う方法。 手数料はかからない。
分割払い	商品等を購入した際、支払い回数を決めて支払う方法。 手数料がかかる。
リボルビング払い	あらかじめ利用できる限度額と毎月の支払額を決めておき、限度額の範囲であれば買い増ししても月々の支払額は一定で、支払月数を伸ばす方法。 支払い月数が伸びる分、手数料も高くなる。 借金の全体像が見えにくい。

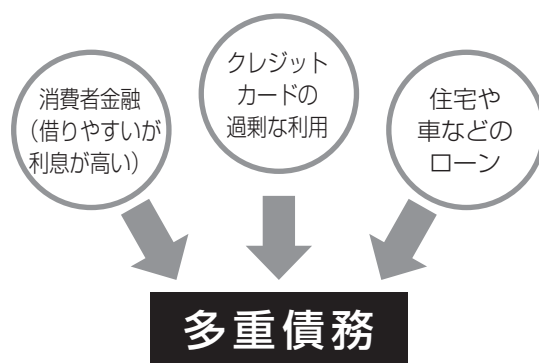
クレジットカードトラブル防止の鉄則

- カードの貸し借りは厳禁。暗証番号は家族にも教えない！
- 利用明細書は支払いが終わるまで保管し、身に覚えのない請求がないか確認する！
- クレジットカードの紛失や盗難に気づいたら、すぐにクレジットカード会社と警察に届け出る！

※クレジットカードを不正に利用されてしまった時、支払い義務が免除される場合があります。

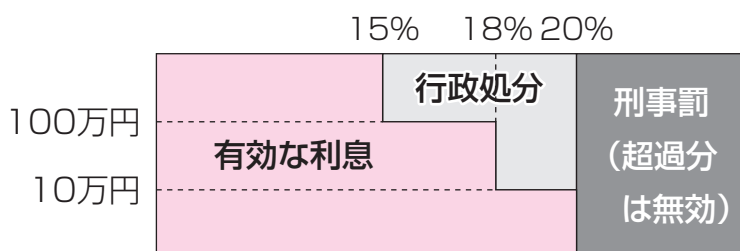
多額の借金で悩んでいませんか？

最近では、中高年や主婦の多重債務者も増加しています。失業や病気、離婚などの生活の変化で住宅ローンが支払えなくなったり、生活費の補てんのために消費者金融などからの借入れが増え、返済ができなくなってしまったというものもあります。



◆利息について

～2010年に貸金業法が完全施行され、利息規制が変わりました～



出資法の上限金利が年20%まで引き下げられ、貸金業者に対しては、利息制限金利を超える契約を禁止しました。

◆ヤミ金融とは・・・

貸金業の登録をしていなかったり、出資法の金利規制に違反して、「トイチ」（10日で1割）や「トゴ」（10日で5割）といった超高金利で貸し付けを行う金融業者のことです。

多重債務に陥らないために

- ① 無理なく確実に返済できる計画が立たないような借金はしない
- ② 消費者金融やクレジットカードのキャッシングを安易に利用しない
- ③ やむをえず消費者金融やクレジットカードキャッシングを利用する時は、**必ず金利を計算**し、できる限り短期間に完済する
- ④ 借金返済のための借入れはしない
- ⑤ **安易に保証人、連帯保証人にならない**

～ 一人で悩まないで早めに相談しましょう！ ～

もしも多額の借金を抱えてしまっても、解決できない問題はありません。
早めに相談することが大切です。

●多重債務やヤミ金の相談に応じている無料相談窓口

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| ・ 県民相談室（弁護士相談） | ☎073-441-2356 |
| ・ 夜間無料法律相談センター（和歌山弁護士会） | ☎073-422-5005 |
| ・ 法テラス和歌山
（法テラスサポートダイヤル） | ☎050-3383-5457
(☎0570-078-374) |
| ・ 県警察本部 ヤミ金相談窓口 | ☎073-423-0110 |

※各警察署にも相談窓口があります。

知るぽると

●“金融学習グループ”を募集しています！

仲の良いお友達同士の集まりやサークルなどで、くらしに身近な金融の知識や生活設計等をテーマに自主的に学習活動を行うグループを募集しています。当委員会では、金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援します。詳細は、下記事務局へお気軽にお尋ねください。



- 人数は、原則として15名以上とします。
- 設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- 活動経費を一部補助（用途制限あり）
- カリキュラムの作成や学習の進行は、当委員会や金融広報アドバイザーがお手伝いします。

【テーマ例】

- | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| ・子どもの健全育成と金銭教育 | ・無理なく無駄なく家計簿の見直し | ・知っておきたい公的年金・保険制度 |
| ・親子で学ぶ おこづかいの使い方 | ・ライフプラン(生活設計)の立て方 | ・生命保険の見直し方 |
| ・悪質商法の手口と対処法 | ・家計にやさしい省エネ節約術 | ・住宅ローンの基礎知識 |
| ・クレジットカードの基礎知識 | ・多重債務に陥らないために | ・金融商品の知識とリスク |
| ・携帯電話・インターネットに潜む危険 | ・成年後見制度の仕組みと活用 | ・相続と遺言 |

和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
 ご相談・お問い合わせは
 お近くの市町村
 消費生活相談窓口か
 県消費生活センターへ
 （相談は無料です）

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
 （土・日・祝日、年末年始は休み）

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
 TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

